

**【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について】**

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

**【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 45,294千円**

**【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 777,796千円**

(単位：千円)

事 業 名	令和4年度予算額	財 源 内 訳						
		特 定 財 源				一 般 財 源		
		国庫 支出金	府支 出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障財源 化分)	その他	
社 会 福 祉	社会福祉 関係経費	410,461	179,949	112,894	0	4,820	12,951	99,847
社 会 保 険	社会保険 関係経費	271,540	10,085	43,572	0	439	24,966	192,478
保 生 健 衛	保健衛生 関係経費	95,795	24,978	6,322	0	232	7,377	56,886
合 计		777,796	215,012	162,788	0	5,491	45,294	349,211

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和4年度当初予算額の17分の7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。